

原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関係に関する質問主意書

一 安倍政権は、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下による惨禍と憲法前文の平和主義との関係をどのように考えているか、具体的かつ詳細に説明されたい。

二 安倍政権は、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下による惨禍と憲法第九条との関係をどのように考えているか、具体的かつ詳細に説明されたい。

右質問する。

